

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度	：	：	法人名	
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等			名称 (外 箇所)	所在地
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数				市町村	
区	丁目	番	号	当該事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
市(町村)				異動区分	異動年月日	名称	所在地	
特別区内における従たる事務所等				設置	・	・		
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	廃止	・	・		
1	千代田区			旧の主たる事務所等	・	・		
2	中央区			(月)				
3	港区			均等割額の計算				
4	新宿区			区分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	
5	文京区			税額計算 (ア)× $\frac{(イ)}{12}$ ×(ウ)				
6	台東区			特別区にのみ事務所等を有する場合	円	月	円	
7	墨田区			主たる事務所等所在の特別区			0.0	
8	江東区			事務所等の従業者数50人超①			0.0	
9	品川区			事務所等の従業者数50人以下②			0.0	
10	目黒区			従たる事務所等所在の特別区			0.0	
11	大田区			事務所等の従業者数50人超③			0.0	
12	世田谷区			事務所等の従業者数50人以下④			0.0	
13	渋谷区			道府県分⑤			0.0	
14	中野区			特別区(市町村)に事務所等を有する場合			0.0	
15	杉並区			事務所等の従業者数50人超⑥			0.0	
16	豊島区			事務所等の従業者数50人以下⑦			0.0	
17	北区			納付すべき均等割額				
18	荒川区			①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧				
19	板橋区							
20	練馬区							
21	足立区							
22	葛飾区							
23	江戸川区							
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				備考				

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。